診療報酬改定で
4月から医療費が一部変わりました

診療報酬 ＋0.43%
薬価 －1.35%

診療報酬の改定により、
令和４年４月から健康保険で受ける
医療の価格が見直されました。

診療報酬改定とは

健康保険で受ける医療は、国が価格を決めており、全国一律です。この医療の価格のことを「診療報酬」といいます。

診療報酬は医療の進歩や経済状況、社会情勢、進むべき医療制度等を踏まえて議論され、通常２年に一度見直しが行われます。これが「診療報酬改定」です。

今回の改定で変わった主なポイント

下記の内容以外にもさまざまな項目で見直しが行われています。

感染対策の取り組み

年１回の感染症発生の訓練への参加など、感染防止対策の実施や発熱患者の外来診療を行う診療所では、加算があります。

外来感染対策向上加算

- 患者１人につき、月１回 ＋ **60**円

オンライン診療

情報通信機器を使用した診療が恒久化され、医療機関を問わず初診からオンラインで受診ができます。

- 初　　診　**2,510**円
- 再　　診　**730**円
- 外来診療　**730**円

リフィル処方箋の導入

症状が安定している場合に、医師の診察なしで同じ処方箋を使って調剤薬局で薬を受け取ることができます。利用回数の上限は3回です。

リフィル処方箋の場合は、３回まで直接調剤薬局で薬が受け取れる

医療機関　診療、**リフィル処方箋発行**
↓
調剤薬局　調剤**(1回目)**
↓
調剤薬局　調剤**(2回目)**
↓
調剤薬局　調剤**(3回目)**

不妊治療の保険適用

不妊治療が保険適用となり、人工授精や体外受精などの生殖補助医療についても健康保険で受けられるようになりました。

一般不妊治療

- タイミング法
- 人工授精

生殖補助医療

- 採卵・採精
- 体外受精・顕微授精
- 受精卵・胚培養
- 胚凍結保存
- 胚移植

など

◆健康保険で治療を受ける場合は年齢により回数の制限があります。

年齢制限　治療開始時に女性の年齢が43歳未満

回数の上限
- 40歳未満…１児につき通算６回まで
- 40歳以上 43歳未満
  …１児につき通算３回まで

紹介状なしの受診の定額負担の見直し

紹介状なしで受診した場合に医療費とは別に負担する定額負担の額が引き上げられ、対象となる医療機関の範囲が見直されます。

定額負担

- 初診
  医科　**7,000**円
  歯科　**5,000**円
- 再診
  医科　**3,000**円
  歯科　**1,900**円

対象病院

- 特定機能病院
- 地域医療支援病院
  (200床以上)
- 紹介受診重点医療機関
  (200床以上)

※実施は令和４年10月からです。